

市政記者各位

令和8年度 高齢者施設の災害対策支援を実施します！

～避難確保計画の点検・助言により、防災力のさらなる向上へ～

要配慮者が多く利用する高齢者施設においては、災害発生時に、利用者と職員の安全を守り、必要なサービスを継続して提供できる体制を構築する「防災力」が特に重要です。

福岡市では、昨年度に防災の専門家を市内の12施設へ派遣し、業務継続計画（BCP）等の検証や避難訓練に関する助言などの伴走支援を行ったところですが、**支援を通じて得られた災害対策のポイント**を**市内全ての高齢者施設と共有**することで、市全体の防災力強化に取り組んでいきます。

今年度は新たに、「**避難確保計画**」の作成が義務付けられている**高齢者施設**を対象に、**防災の専門家による計画の点検・助言等**を行い、大雨災害等の発生時に施設利用者が円滑かつ迅速に避難できるように計画の実効性を高める支援を行います。

記

■ 令和8年度事業の概要

(1) 支援内容

対象施設に対して、防災の専門家による以下の支援を実施します。（市委託事業）

- 施設作成済みの避難確保計画を点検し、助言を行います。
- 避難確保計画の実効性向上に向けた見直しに関する個別相談を無料で受け付けます。

(2) 対象施設

市内のハザードマップ区域内に所在する高齢者施設（約860施設）

(3) 開始時期

7月1日から順次開始

【備考】高齢者施設における災害対策のポイントの市HPへの公開について

令和7年度に実施した高齢者施設への伴走支援により得られた、高齢者施設における災害対策のポイントについては、今年度から市ホームページで公開し、運営指導等の機会を捉えて、資料の活用による計画の見直しや効果的な訓練の実施を促進することとしています。

<公開資料>

- 業務継続計画（BCP）のチェックシート・アドバイスシート
 - 避難確保計画のチェックシート・アドバイスシート
 - 職員用防災カード
 - 施設内研修資料（雛形）、施設内訓練プログラム資料
 - 令和7年度支援対象施設の計画見直し事例
- ※別添のとおり

<掲載サイト>

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/fukushi/jigyousyasido/health/00/05/saigaitaisaku.html>



【問い合わせ先】

福祉局高齢社会部事業者指導課 平川 電話 711-4973（内線 2044）

福岡市では、人生100年時代の到来を見据え、誰もが心身ともに健康で自分らしく活躍できる社会を目指す『福岡100』を進めております。

『福岡100』WEBサイト▷



福岡100
何歳でも
チャレンジできる
未来のまちへ

1 「業務継続計画(BCP)」とは

■非常災害等の発生時において、利用者にサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画。

■介護サービス事業所は、令和6年度から策定が義務化されている。

■中小企業庁のホームページでは、BCPについて以下のように説明。

「BCPとは、企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手法などを取り決めておく計画のことです。」

2 「避難確保計画」とは

■洪水、土砂災害及び津波災害が発生するおそれのある場合に、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な計画。

■避難確保計画作成等が義務付けられる施設（要配慮者利用施設）は、浸水想定区域（洪水・高潮・内水）、土砂災害警戒区域または津波災害警戒区域内に位置する施設等が該当。

(4)優先業務の選定

①優先する事業

複合施設や複数のサービスを展開している施設や事業所では、優先する事業と停止する事業を整理します。

特にいくつかの介護事業を展開している法人は、どの事業を優先するか検討します。

例えば、入所施設で通所サービスや訪問サービスなども併設している場合は、入所施設ですべてのサービスを停止することは難しいため、入所施設におけるサービス提供に人員や資機材を投入する必要があります。そのため、まず災害発生直後は、通所サービスと訪問サービスを停止して、入所施設のサービスに集中する等を組織として検討して優先する事業を決めます。

ただし、必ずしも停止しなければいけないということではありません。事業所の規模や人員、災害時の体制、資機材の状況なども考え、停止しなくてもよいという場合や、通所や訪問サービスにおいても、停止することが利用者の生命にかかわると判断し、継続するという判断をしても間違いではありません。また、サービスの一部を停止するという考え方も可能です。例えば、優先する事業として入所サービスと訪問サービスにおいて食事や医療ケア等のみ実施する等、内容を縮小して継続することも可能です。

この優先する事業としては、何らかの形でサービスの継続を優先する事業、一旦すべてのサービスを停止する事業、一時停止又は休止する事業と、整理するとよいでしょう。

それぞれの事業の中で実施する内容は次の優先する業務などに整理します。

(注) 単一事業のみを運営している場合は、この項目は不要です。

②優先する業務

災害時に優先して行う業務を整理します。

通常行っている業務のすべてを継続できない場合に、優先して実施する業務を検討して整理します。

例えば、入所施設では、与薬介助や医療ケア、排泄介助、食事介助、口腔介助等、災害後も停止せずに継続する業務を整理します。業務が整理出来たら、それぞれに必要な人員も確認しておきます。

優先業務の考え方について

優先する業務とは、大規模な災害が発生したとしても、停止することができない業務と考えてください。

優先業務の整理の仕方 例

① 1日の業務を書き出してみます。

② その業務は、いったん止めてもよいか、止めることはできないか検討します。 基本的には、利用者の生命に関わるような業務は停止できないと考えます。業務を「止めることができない業務」、「1日～3日程度なら止めてもよい業務」、「1週間程度止めてもよい業務」というように分類してみるとよいでしょう。

③ 止めることができない業務について、この項に整理します。

④ 止めることができない業務を実施するために必要な人員についても整理しておきます。施設全体で必要な人員数でも、フロアごとに人員を検討してもかまいません。

優先業務がイメージできにくい場合は、例えば夜間体制2名で翌日もサービスを継続することを考えた場合、実施できる業務は何か検討してみるのも一つです。

3. 緊急時の対応

災害時の体制や非常参集の他、利用者の安否確認、避難、災害後の継続する業務などについて整理します。特にライフラインが停止する等の状況でどのように業務を継続するか等を整理します。

(1)BCP 発動基準

主に地震の場合と、風水害の場合の発動基準を決めておきます。
浸水や土砂災害の被害がない施設においても、風水害でライフラインの停止や交通機関の停止なども考えられるため発動基準を決めておくとい良いでしょう。

発動基準は BCP 対応を始めるタイミングであるため、風水害の場合は、災害が発生する場合となることも多いです。特に人の体制を非常時の体制にする必要があるタイミングを BCP 発動と考えるのが良いでしょう。また、いくつかの条件を設定して判断することもよいです。

例

①地震による発動基準は、震度 5 弱以上の地震が発生した場合に発動としていることが多いです。

②水害による発動基準

- 警戒レベル 3 以上（大雨警報・土砂災害警報・はん濫警報）の発表を受け、福岡市から「高齢者等避難開始」が発令され、施設周辺で災害が起こる可能性が高いと判断した場合
- 大型台風の直撃見込み等、平時の業務遂行が困難と判断した場合

③発動する際の決定者は、施設長等管理者または代理人としておくとい良いでしょう。

(2)行動基準

災害が発生した際に、職員がどんな行動を取ればよいか、整理しておくとい良いでしょう。
特に安否確認や連絡先、参集基準など非常体制になった際に迅速に行うことについて確認できるように整理しましょう。

(3)対応体制

災害時の体制について班編成やそれぞれの役割などを整理しておきます。

(4)対応拠点

体制の拠点となる候補場所を、地震と風水害それぞれ設定します。1カ所ではなく第 2 候補や第 3 候補等、代替場所を複数想定しておくとい良いでしょう。
災害により被害を受けない場所で、情報を集約できる場所がよいでしょう。

2.避難に必要な設備の確保

利用者のADL（日常生活動作）や介護状態を前提に、避難経路の物理的な障壁と視界の確保について確認しておきます。

避難経路の確認として、車椅子や歩行器での移動を考慮し、エレベーター、スロープ、手すりの有無を確認します。また、停電でエレベーターが停止した場合を想定し、階段を利用した避難方法（担架や階段避難車、職員による搬送体制）についても計画を立てておきます。

夜間の避難や停電時の移動に備え、懐中電灯やランタン、ヘッドライト等をすぐに取り出せる場所に配備します。介護や誘導で両手を使えるよう、職員用にはヘッドライトや肩掛け式のライトを準備しておくことより安全です。また誘導員がすぐにわかるように誘導ジャケットを着用するなどの工夫も必要です。

3.施設内避難に備えた物資の備蓄

施設内避難では、浸水により避難フロアに長期間留まる（孤立する）可能性があります。ライフラインの停止を前提とした備えを徹底します。

浸水により下層階の備蓄庫が使えなくなる恐れがあるため、食料、飲料水、おむつ等の消耗品は、避難予定フロア（上階）にもあらかじめ分散して配置しておきます。

断水によりトイレが使用できなくなるため、非常用トイレ処理剤、処理袋、非常用簡易トイレ等を準備します。利用者だけでなく職員分も必要となることに注意してください。

水が使えない状況下でのケアを想定し、口腔ケアウェットティッシュや体拭きシートなどを揃えておきます。

停電時の照明や情報端末、医療器具（吸引器等）の稼働のため、ポータブル電源や蓄電池の確保や各バッテリーなどは定期的な充電を確認しましょう。

様式5「8 避難に必要な装備品や備蓄品の整備」の記載について

一覧のうち、避難誘導に必要なものと避難後に避難先で必要なものと整理できるとよいでしょう。特に、避難後に避難先で必要なものは、浸水などの心配がない場所に整備しておく必要があります。可能であれば、避難場所に整備しておくこと、運ぶ手間がなく、避難時の手間が省けます。また、給食の場合は、食材の他調理人の確保が必要となります。調理人が確保できない場合は、誰でも調理できるよう手順などをあらかじめ取りまとめた「給食調理説明書」などを準備しておく必要があります。

別紙3 タイムライン(レベル毎の行動)の作成について

「タイムライン」は、多発する水害や土砂災害の発生に備えて、施設利用者の円滑かつ迅速な安全確保に必要な防災行動を「いつ」、「誰が」、「何をするか」に注目して整理したものです。「タイムライン」を整理することで、災害に備えた訓練の実施にも役立てることができます。作成した「タイムライン」を施設の目立つ所に掲示しておくこと、災害に備えて、すぐにとるべき行動を確認できます。国土交通省のひな形のように避難確保

計画で決めた班ごとに整理してもよいですし、避難行動以外に優先業務や停止業務なども整理しておくで避難後の業務なども明確になります。

タイムラインイメージ 1

レベル	気象・河川等情報	福岡市避難情報	施設体制	統括指導者	情報連絡班	避難誘導班	装備品等準備班
	早期注意情報	注意喚起					
レベル2	大雨注意報 氾濫注意報 土砂災害注意報 高潮注意報		注意体制				
レベル3	大雨警報 氾濫警報 土砂災害警報 高潮警報	高齢者等避難	警戒体制				
レベル4	大雨危険警報 氾濫危険警報 土砂災害危険警報 高潮危険警報	避難指示	非常体制				
レベル5	大雨特別警報 氾濫特別警報 土砂災害特別警報 高潮特別警報						

タイムラインイメージ2

レベル	気象・河川等情報	福岡市 避難情報	施設体制	避難行動	優先業務	停止業務
	早期注意情報	注意喚起				
レベル2	大雨注意報 氾濫注意報 土砂災害注意報 高潮注意報		注意体制			
レベル3	大雨警報 氾濫警報 土砂災害警報 高潮警報	高齢者等避難	警戒体制			
レベル4	大雨危険警報 氾濫危険警報 土砂災害危険警報 高潮危険警報	避難指示	非常体制			
レベル5	大雨特別警報 氾濫特別警報 土砂災害特別警報 高潮特別警報					

レベルにおける行動例

レベル 防災体制	気象情報	福岡市の情報 等	行動例
レベル1	早期注意情報 台風接近情報		● 情報の収集
レベル2 注意体制	大雨注意報 氾濫注意報 土砂災害注意報 高潮注意		● 情報の収集・伝達 ● 利用者及び家族などへの注意喚起 ● 職員の参集などの確認 ● 備蓄物資(食料等)の点検及び調達 ● 浸水防止の準備 ● 施設内・施設外避難場所確認 ● 通所サービスなどの休業などの判断検討 ● 関係機関など連絡先確認
レベル3 警戒体制	大雨警報 氾濫警報 土砂災害警報 高潮警報	警戒レベル3 高齢者等避難 発令 避難所開設	● 情報の収集・伝達確認 ● 職員の参集 ● 休業や停止業務の確認 ● 施設外避難の場合は避難先への連絡及び避難の開始 ● 通所利用者の帰宅支援・家族への連絡 ● 施設内避難の準備(避難経路確認) ● 備蓄物資・食料の準備 ● 車両等の浸水想定外区域へ移動
レベル4 非常体制	大雨危険警報 氾濫危険警報 土砂災害危険警報 高潮危険警報	警戒レベル4 避難指示発令	● 防災情報の確認 ● 利用者の安全確保・施設内避難の実施 ● 屋外作業、移動等の禁止 ● 必要な場合は、応援の要請
レベル5	大雨特別警報 氾濫特別警報 土砂災害特別警報 高潮特別警報		● 施設内待機 ● 避難先で待機

職員用防災カード

BCPにおける体制

イメージ 班 担当などを		
主な役割	担当者	代行者
災害対策責任者	施設長	
連絡調整担当班	事務長	
利用者対応班	介護課長	
救護・医療支援班	看護主任	
栄養・調理班	栄養課長	
調達班	介護主任	
施設管理班	介護主任	

BCP発動基準

イメージ
震度6弱以上
警戒レベル4以上 になったとき

参集基準

イメージ		
動員	発動の基準	対象
1号	【気象庁】大雨警報・土砂災害警戒情報・大雪警報、河川はん濫危険水位情報の発表 【福岡市】避難指示の発令 ※浸水被害発生危険性が高まる	全職員及び嘱託職員
2号	【気象庁】大雨警報・大雪警報、河川避難判断水位情報の発表、【福岡市】高齢者等避難の発令 ※公共交通機関等の運休予想等発表	施設長の指定職員、職員の1/2以内
3号	【気象庁】大雨注意報、河川氾濫注意水位情報の発表(今後大雨が予想されるなど)	幹部職員

収集する情報

収集すべき情報	
	イメージ
共通の情報	【防災気象情報(気象庁)】 ・早期注意情報(警戒レベルの可能性) 【避難情報(福岡市)】 ・警戒レベル3 高齢者等避難 ・警戒レベル4 避難指示 ・警戒レベル5 緊急安全確保 【避難所の開設状況(福岡市)】 指定避難所や福祉避難所の開設状況 道路の通行止め情報
洪水	・氾濫注意報、氾濫警報、氾濫危険警報、氾濫特別警報 ・大雨注意報、大雨警報、大雨危険警報、大雨特別警報 ・土砂災害(大雨)氾濫警戒(危険度分布) ・洪水予報 氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報
雨水出水	・大雨注意報、大雨警報、大雨危険警報、大雨特別警報
高潮	・高潮注意報、高潮警報、高潮危険警報、高潮特別警報
津波	・津波注意報、津波警報、津波危険警報
土砂災害	・土砂災害注意報、土砂災害警戒情報、土砂災害危険警報、土砂災害特別警報 ・土砂災害(大雨)土砂災害の危険度分布

タイムラインによる避難行動と優先業務等

レベル	気象情報等	福岡市避難情報	施設体制	避難行動	各班の役割	優先業務	停止業務
レベル1	早期注意情報	注意喚起					
レベル2	大雨注意報 氾濫注意報 土砂災害注意報 高潮注意報		注意体制				
レベル3	大雨警報 氾濫警報 土砂災害警報 高潮警報	警戒レベル3 高齢者等避難	警戒体制				
レベル4	大雨危険警報 氾濫危険警報 土砂災害危険警報 高潮危険警報	警戒レベル4 避難指示	非常体制				
レベル5	大雨特別警報 氾濫特別警報 土砂災害特別警報 高潮特別警報						

気象情報と警戒レベル

	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮
警戒レベル5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
警戒レベル4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
警戒レベル3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警戒情報	レベル3 高潮警戒情報
警戒レベル2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
警戒レベル	早期注意情報			

気象庁



土砂災害

- 土砂災害は、台風、集中豪雨、地震などで地盤がゆるんだり、亀裂が発生することによって起きる自然災害
- 土砂災害には、主なものとして「がけ崩れ」「土石流」「地すべり」があり、特に地質のぜい弱な山間部、山崩れによる土石流が直撃しやすい扇状地、地質や地形が不安定なため地盤がゆるみややすい造成地などは要注意

福岡市防災情報

福岡市防災アプリ「ツナガル+」



福岡市公式LINE



福岡市防災メール



福岡市防災マップ



災害用伝言ダイヤル等

■災害用伝言ダイヤル(171)

【録音】171 ⇒ 1 ⇒ 電話番号 ⇒
録音【再生】171 ⇒ 2 ⇒ 電話番号 ⇒ 再生

電話番号:被災地の番号を市外局番から。被災者は自宅等の番号、被災地以外者は被災地の番号を。

録音は30秒以内、伝言保存期間は48時間。
●災害用伝言ダイヤル(171)・伝言板の体験 毎月1,15日、正月(1/1日00:00～3日23:00)、防災週間(8/30日9:00～9/5日17:00)、

防災と ボランティア週間
(1/15日9:00～21日17:00)

自宅周辺の災害リスク

イメージ

洪水浸水想定区域(洪水)	当該 最大浸水深	0.5m～3m
	浸水継続時間	1日～3日未満
	家屋倒壊等氾濫想定区域の該当の有無	当該 〇 該当なし
雨水出水浸水想定区域(雨水出水)	当該 最大浸水深	0.5m～1m
	浸水継続時間	12時間～1日未満
高潮浸水想定区域(高潮)	当該 最大浸水深	0.5m～3m
	浸水継続時間	1日～3日未満
津波災害警戒区域(津波)	当該 基準水位	2m
	最大浸水深	
	津波到達時間	50分

避難先等

施設の避難先

イメージ

災害	避難先
大雨・洪水	施設内3階以上
津波	施設内3階以上
土砂災害	〇〇ビル
地震	〇〇小学校体育館

施設外に避難する際は、送迎の車両の他、〇〇会社の車両協力を得る
自身の避難先

災害	避難先
大雨・洪水	〇〇小学校体育館
津波	〇〇小学校体育館
土砂災害	避難必要なし
地震	〇〇小学校体育館

発災時の行動

揺れた時

- 頭を手や服などで守り、落下物のない場所でじっとしゃがむ、机やテーブルの下で安全確保する
- エレベーターに乗っているときは、すべてのボタンを押し、最初に停止した階で降りる
- 火の近くにいる際は、火元から離れる(火は消さない)
- 利用者にもしゃがんで頭を守る声掛けをする

揺れがおさまったら

- 部屋や玄関のドアを開ける
- 火を消す
- 安否確認を行う

発災時の行動

車両に乗っているとき

- ハザードをつけ、周りの車の流れに沿って速度を落とす
- 走れる所まで行き、邪魔にならない場所で左側に寄せて停止
- エンジンを切り、サイドブレーキを引き、キーをつけたまま、連絡先を書いて、ダッシュボードへおき、車検証をもって避難する
- 津波警報が出たら、海側には行かずに高台を目指す

発災時の行動

送迎中の時

- 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、送迎車を道路の左側の安全な場所に停車し、利用者の安全と周囲の状況について、施設または災害対策本部へ連絡する
- 停止後は、カーラジオ等により地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動する
- 運転を再開するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物などに十分注意する

連絡先

イメージ

- 氏名
- 血液型
- 生年月日
- アレルギー
- 勤務先 部署

緊急連絡先

■ 参集のタイミング